

公益社団法人 日本トライアスロン連合 細 則

第1章 総 則

第1条（目 的）

公益社団法人日本トライアスロン連合（以下、「JTU」という。）の定款（以下「定款」という。）第57条の規定に基づき、定款の施行に関する細部を規定する。

第2章 組 織

第2条（加盟団体）

1. 加盟団体とは、定款第5条第1項に規定する正会員を代表者とする団体であって、次の各号に掲げるものをいう。
 - （1）都道府県におけるトライアスロン関連競技を統括する団体
 - （2）)理事会の承認を受けた団体である日本学生トライアスロン連合
2. 加盟団体は、必要に応じ名称に「公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）加盟団体」又は「JTU加盟団体」の用語を付すことができる。
3. 第1項第1号に掲げる加盟団体は、名称にその加盟団体の都道府県名を付すものとする。

第3条（地域トライアスロン競技団体）

1. 地域トライアスロン競技団体とは、別表に掲げる地域の区分ごとに加盟団体により構成される組織をいう。
2. 地域トライアスロン競技団体の名称は「公益社団法人日本トライアスロン連合（各地域トライアスロン競技団体の地域区分の名称）ブロック協議会」とする。例「公益社団法人日本トライアスロン連合関東ブロック協議会」又は「JTU関東ブロック協議会」
3. 地域トライアスロン競技団体は、その地域の区分（以下、「ブロック」という。）におけるトライアスロン競技の普及および振興を図ること、及びそのブロック内の加盟団体の共通事項に関し、連絡協調を図ることを目的とする。
4. 地域トライアスロン競技団体は、そのブロックにおける定数までのJTU理事を推薦することができる。
5. 地域トライアスロン競技団体の規約は、それぞれの地域トライアスロン競技団体で定め、JTU理事会の承認を得るものとする。

第4条（加入団体）

1. 加盟団体は、加入団体（加盟団体の統括する都道府県内に事務所を有する団体であり、その構成員は当該都道府県内に居住する者で、かつその都道府県内を主たる活動の場とする者、又はその都道府県内にある同一事業所に勤務する者であって、5人以上をもって構成されるトライアスロン愛好者の団体のうち加盟団体の承認を得たものをいう。以下同じ。）の加入を受け入れることができる。
2. 加入団体のうち市区郡町村を代表する競技団体は、名称にその代表する市区郡町村名を付するものとする。例「渋谷区トライアスロン協会」
3. 加入団体のうち前項に掲げる団体以外は、名称に「トライアスロン連合」「トライアスロン連盟」「トライアスロン協会」等のトライアスロン関連競技を統括する団体と誤認させるおそれのある名称及び反社会的なもの、公序良俗に反するもの、競技の運営に支障をきたすおそれのある名称は用いることはできない。
4. 法人（営利行為を事業の目的とする社団法人であって会社法によって設立されたもの及び旧有限会社法によって設立された会社等も含む。以下同じ。）を一つの団体として加入するときは、その法人の正式名称を使用しなければならない。

第5条（協力団体）

1. 協力団体とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - （1）公益財団法人日本水泳連盟
 - （2）公益財団法人日本自転車競技連盟
 - （3）公益財団法人日本陸上競技連盟
2. 協力団体との関係事項については別に定める。

第3章 登録者

第6条（登録会員）

登録会員とは次に掲げる者をいう。

（1）登録者

原則として加盟団体の管轄する都道府県に居住するトライアスロンを愛好する者、その都道府県内を主たる活動の場とする者、又はその都道府県内にある同一事業所に勤務する者であって、加盟団体に登録された者

第7条（登録者）

1. 登録年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 登録者の新規登録は年度期間中でもおこなうことができる。但し、更新は次年度の4月1日までに翌年度分の登録会費を添えて更新手続きをするものとする。なお、インターネットによる登録方法については別に定める。
3. 登録者は、別に所属加盟団体が定める年会費を納めなければならない。
4. 加盟団体は、所属する登録者1名につき千円の登録会費を、登録者名簿を添えて、その年度中の12月末日までに納入しなければならない。ただしインターネットによる登録の場合については別に定める。
5. 登録者は、同時に2以上の加盟団体に登録することはできない。
6. 登録者は、所属加盟団体の管轄都道府県外に転出し、登録する加盟団体を変更する場合は、所属加盟団体の書面又は電磁的方法により承諾を得て、転入先の加盟団体に登録しなければならない。ただし国民体育大会等への出場には、該当する競技団体の規程によるものとする。

第8条（登録者の種別区分）

登録の種別区分は、一般（エイジグループ）選手登録、エリート選手登録、パラトライアスロン選手登録、高校生登録、小中学生登録、指導者登録、審判員登録等とし、詳細については別に定める。

第4章 役員、委員および会議

第9条（役員の資格）

J T U、地域トライアスロン競技団体および加盟団体の役員は登録会員でなければならない。ただし、各団体の総会又は理事会が認める場合はこの限りでない。

第10条（理 事）

1. 各地域トライアスロン競技団体はそれぞれ別表に定める定数まで理事候補者を推薦できる。
2. J T Uの円滑な運営のため、日本学生トライアスロン連合は1名の連絡理事をJ T Uに派遣することができる。ただし、連絡理事は議決権を有しない。

第11条（正会員）

1. 定款第5条第1項に定める正会員のうち、加盟団体を代表する正会員の定数は別表のとおりとする。
2. 正会員（加盟団体）は、定款第7条に定める会費年額5万円を、その年度中の12月末日までに納入しなければならない。
3. 加盟団体は、別に定める期日までに正会員となる代表者及び役員・事務局長の氏名・役職、住所・連絡先をJTUに提出しなければならない。また、代表者等の変更があったときは速やかにJTUに提出しなければならない。

第12条（専門委員会、チーム、プロジェクト及び委員）

1. 定款第36条の規定により、専門委員会、対策チーム及びプロジェクト（以下、総称して「専門委員会」と言う。）を理事会の議決を経て別に定める。また、必要に応じ理事会の決議を経て特別委員会、通報窓口を置くことができる。
2. 専門委員会、チームおよびプロジェクト（以下、総称して「専門委員会」と言う。）は、それぞれ委員長またはリーダーを置く。また、必要に応じ副委員長、コーリーダー、幹事、委員を置くことができる。
3. 委員長、リーダーは理事会で決定し、専務理事が委嘱する。副委員長、コーリーダー、幹事及び委員は委員長の推薦に基づき専務理事が委嘱する。
4. 委員長、リーダーおよび副委員長、コーリーダーは、所管する事業について発言するため理事会に出席することができる。また、理事会より説明、意見を求められた場合には理事会に出席しなければならない。ただし議決権を有しない。
5. 専門委員会を構成する専門委員は登録会員でなければならない。ただし、委員の数の3分の1を超えない範囲で登録会員でない学識経験者を専門委員に委嘱することができる。

第13条（専門委員の任期）

1. 専門委員会、委員長、副委員長、リーダー、コーリーダー、幹事および委員の任期は、定款第25条（役員の任期）に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
2. 委員長、副委員長、リーダー、コーリーダー、幹事および委員は、その任期満了後も後任者が就任するまでの間はその職務を負う。

第14条（本部、チーム）

1. 関連する各専門委員会複数の委員会を統括し委員会相互の運営を円滑にするため、

次の各号の本部またはチーム、もしくは両方を置く。

- (1) 強化本部または強化チーム、もしくは両方
 - (2) 事業広報チーム
 - (3) 前各号に定める本部またはチームのほか、理事会の決議を経て特別チーム、を置くことができる。
2. 本部には本部長、チームにはリーダーを置く。また、必要に応じ副本部長またはコーリーダーを置くことができる。
 3. 本部長、リーダーは、会長の推薦に基づき理事会で決定する。ただし、本部長、リーダーは当該本部の統括する専門委員会の委員長、リーダーを兼ねることができない。
 4. 副本部長、コーリーダーは、本部長、リーダーの推薦に基づき理事会で決定する。

第15条（役員会）

会長は、必要と認めるときは第12条に規定する関連専門委員会と合同会議を開催し、意見の聴取を行うことができる。

第16条（事務局）

1. 定款第52条に定める事務局に関する規定は、別に定める。
2. 事務局長は社員総会、理事会及びその他の会議に出席して意見を述べることができる。また、社員総会、理事会より説明、意見を求められた場合には出席しなければならない。

第5章 加盟団体の義務行為

第17条（提出書類）

1. 加盟団体および地域トライアスロン競技団体は、次年度役員名簿（役員の氏名、住所及び役職名を記載したもの。）及び次年度の事業計画を決定後速やかにJTUへ報告しなければならない。
2. 加盟団体および地域トライアスロン競技団体は、事業報告及び会計報告が確定後速やかにJTUへ報告しなければならない。
3. 加盟団体および地域トライアスロン競技団体は、寄附行為、定款又は規約を変更したとき、事務所の所在地を変更したとき又は役員の変更があったときは、その都度速やかにJTUへ報告しなければならない。

第6章 競技会および出場資格

第18条（競技会の要件）

J T Uが主催・共催、公認および管轄する競技会は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) J T U競技規則またはJ T Uが認めた競技規則によること。
- (2) J T U公認コースで公認基準により開催されること。国際大会においては、J T Uを通じ関連国際競技団体の承認を得なければならない。
- (3) 審判員及び技術役員は、補助員を除きすべてJ T U公認審判員・技術役員または関連国際競技団体の公認審判員・技術役員であること。

第19条（競技会役員）

前条の競技会における役員は、その競技会開催前にJ T U競技規則及びその競技会の実行委員会要綱によって委嘱する。ただし、関連国際競技団体から派遣された役員はこの限りではない。

第20条（競技会出場資格）

第18条に定める競技会は、次の各号いずれかに該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録会員でない者
- (2) J T U又は加盟団体の資格審査により、出場資格の停止又は競技会出場を禁止されている者
- (3) J T U、登録会員の所属する地域トライアスロン競技団体、加盟団体、加入団体以外のもを代表して出場する者。ただし、勤務先若しくは在籍する学校を代表するとき、J T U又は、登録会員の所属する地域トライアスロン競技団体、若しくは加盟団体が是認した場合はこの限りでない。
- (4) 外国人にあっては第23条に定める資格を欠く者
- (5) 大会規定に反する者

第21条（我が国における国際競技会の開催）

1. 我が国における国際競技会の開催の要件は第18条の規定を準用する。
2. 我が国で開催される国際競技会への外国人選手の競技参加については、関連国際競

技団体又は外国人選手が所属する競技団体と J T U を通じて行わなければならない。

第 2 2 条 (外国で行われている国際競技会の参加許可)

1. 登録会員が外国で行われる国際競技会において、我が国を代表して出場するときは、その登録会員が登録する加盟団体が当該国際競技会に参加するに十分な要件を満たしていることを承認していなければならない。また、当該国際競技会への出場に際し証明書が必要な場合は、J T U に申請し、発行を受けなければならない。なお、当該の国際競技会が別の出場規程を設けている場合は、これに準じ都度対応するものとする。
2. 我が国を代表しない場合であっても、その国際競技会から当該国際競技会に参加するに十分な要件を満たしていることを証する証明書を求められた場合は、前項の規定を準用する。この場合、その国際競技会が開催される国の管轄競技団体によって承認された競技会でなければ証明書の発行を行わない。

第 2 3 条 (外国人競技者の出場資格)

1. 日本の国籍を有しない選手が J T U の主催・公認する競技会に出場する場合には、その競技者が属する国を代表する競技団体からその大会に参加する十分な要件を満たしていることを証する証明書を J T U に提出しなければならない。なお、関連国際競技団体が別に規定する場合はこの限りではない。
2. J T U が主催・公認する大会以外では、日本に 6 箇月以上居住し、かつ、居住地の加盟団体に登録している場合は、その競技者が属する国を代表する競技団体からその大会に参加するに十分な要件を満たしていることを証する証明書を J T U に提出しなくてもその大会の規定に基づき出場を認めることができる。

第 7 章 栄賞、諸記録章及び記念品・賞品

第 2 4 条 (栄賞および諸記録章)

栄賞及び諸記録章については別に定める。

第 2 5 条 (記念品および賞品)

すべての記念品及び賞品の相当額は、別に定める額を超えてはならない。また、J T U が管掌する競技会で授与する記念品については、会計を担当する理事がこれを掌る。

第8章 特典及び罰則

第26条（競技会の入場特典）

1. 定款で定める役員および功労賞の受賞者は、その胸章又は一時的に発行する特別入場証により、JTUが主催、共催又は所管する国内の競技会の会場に入場できる。
2. 我が国で開催される国際競技会の入場特典は、競技会の都度別に定める。

第27条（登録会員の資格喪失）

1. JTU又は加盟団体から除名されたものは、当然に役員となる資格、また競技会に参加する資格を失う。
2. 別に定める競技会の参加資格に関する規定に違反した者は、登録者となる資格を失うことがある。

第28条（栄章受賞者に対する処分）

理事会は、栄章受賞者のうちその榮譽にふさわしくない行動があった者に対し、警告又は出席理事の4分の3以上の議決および総会の承認を得て栄章を取り消すことができる。

第10章 雑 則

第29条（会 友）

JTUは別に定める規定により会友を置くことができる。

附 則

1. この規定は1999年（平成11年）7月22日より施行する。
2. 2001年（平成13年）3月24日改正
3. 2001年（平成13年）6月9日改正
4. 2014年（平成26年）3月22日改正
5. 2015年（平成27年）6月9日改正（第12条）
6. 2017年（平成28年）3月24日改正（第12条）

[別表]

地域トライアスロン競技団体の地域区分（ブロック）、推薦できるJTU（ブロック）理事候補者数各ブロック1名の合計11名、構成する各加盟団体（第2条第1項第1号に規定する加盟団体は都道府県名で表記）を代表する正会員数の合計47都道府県。

正会員の定数

北海道ブロック	(1)	北海道	(1)						
東北ブロック	(1)	青森県	(1)	岩手県	(1)	宮城県	(1)	秋田県	(1)
		山形県	(1)	福島県	(1)				
関東ブロック	(1)	茨城県	(1)	栃木県	(1)	群馬県	(1)	埼玉県	(1)
		千葉県	(1)	神奈川県	(1)	山梨県	(1)		
東京ブロック	(1)	東京都	(1)						
北信越ブロック	(1)	新潟県	(1)	富山県	(1)	石川県	(1)	福井県	(1)
		長野県	(1)						
東海ブロック	(1)	静岡県	(1)	愛知県	(1)	岐阜県	(1)	三重県	(1)
近畿ブロック	(1)	滋賀県	(1)	京都府	(1)	大阪府	(1)	兵庫県	(1)
		奈良県	(1)	和歌山県	(1)				
中国ブロック	(1)	鳥取県	(1)	島根県	(1)	岡山県	(1)	広島県	(1)
		山口県	(1)						
四国ブロック	(1)	徳島県	(1)	香川県	(1)	愛媛県	(1)	高知県	(1)
九州ブロック	(1)	福岡県	(1)	佐賀県	(1)	長崎県	(1)	熊本県	(1)
		大分県	(1)	宮崎県	(1)	鹿児島県	(1)		
沖縄ブロック	(1)	沖縄県	(1)						
計	(11)	計	(47)						

注：（ ）内は、推薦できる理事候補者数又は加盟団体を代表する正会員の定数 日本学生トライアスロン連合より、公益社団法人日本トライアスロン連合理事会へ連絡理事が1名選出される